

令和 2 年度 事業計画書

令和元年 11 月 1 日から令和 2 年 10 月 31 日まで

公益社団法人としての社会的使命を体し、定款に基づき、本年度次の事業を行う。

【 公益目的事業 】

I. 展覧会事業

1. 第 108 回日本水彩展

本会の基本的かつ最重点事業として全国公募作品および会員・会友作品による水彩画展覧会を行う。

- ・会 期 令和 2 年 6 月 6 日（土）～13 日（土）
- ・会 場 東京都美術館
- ・内 容 出品作品サイズの上限は、会員・会友 80 号、一般 50 号、陳列総数は 1,200 点程度を見込む。全陳列作品を収録した展覧会図録を刊行。会期中に授賞式、ギャラリートーク、受賞作品解説、支部長会などを行う。
- ・後 援 文化庁、東京都
- ・授 賞 内閣総理大臣賞、文部科学大臣賞、東京都知事賞、損保ジャパン日本興亜美術財団賞、日本水彩画会賞 他。

2. 地域巡回展

水彩画の水準向上および振興を目的として、本展の終了後、適切な作品を選定して行う。陳列には地域の作品を加える。実施主体は巡回先とし、本会より経費を助成する。

巡回作品は巡回先ごとに受入れ可能な点数とする。

- ・仙 台 展 令和 2 年 7 月 仙台市・せんだいメディアテーク
- ・名古屋展 令和 2 年 7 月 名古屋市・愛知県立美術館
- ・広 島 展 令和 2 年 8 月 広島市・福屋八丁堀本店
- ・京 都 展 令和 2 年 9 月 京都市・京都市美術館
- ・松 山 展 令和 2 年 9 月 松山市・愛媛県美術館
- ・長 崎 展 令和 2 年 10 月 長崎市・長崎県美術館

3. 第 3 回 新選抜展

日本水彩画会の今を発信するとともに、会の一層の活性化に資することを目的として行う。

- ・期 日 令和 2 年 2 月 10 日（月）～16 日（日）
- ・参加資格 第 107 回日本水彩展受賞者・会員選抜者
- ・会 場 東京銀座画廊美術館（銀座 2 丁目貿易ビル 7 階）
- ・内 容 第 107 回日本水彩展受賞者は受賞作品
選抜出品者は 50 号 F,P,M（S サイズは 40 号）。

II. 研究事業

1. 日本水彩画会研究所

東京および近県の意欲ある水彩画家の研修の場として、伝統ある研究所の効果的運営を行う。経費は原則として参加者会費で賄う。

- ・期 日 通年、月 1～2 回（日曜日） 9 時 30 分～16 時
- ・参加資格 会員・会友および一般水彩画愛好者
- ・内 容 モデルによる人体の制作研究（着衣・裸婦）
- ・場 所 台東区・入谷ホール
- ・講 師 理事、監事

2. 作品研究会

日本水彩展への出品者の水準向上を目的として行う。実施主体は各地区とし、本会より経費を助成する。

- ・期 日 令和 2 年 3～5 月
- ・参加資格 会員・会友および一般出品者
- ・開 催 地 東北地区、関東地区、中部地区、関西地区、九州地区
- ・講 師 理事および監事。

3. 写生研究会

水彩画の水準向上および振興を目的として、各地への旅行による風景写生研究を行う。実施主体は本会とし、支部の協力を得て行い、経費は原則として参加者会費で賄う。

- ・期 日 年 2 回（春、秋）
- ・参加資格 会員・会友および一般水彩画愛好者
- ・開 催 地 全国を対象にその都度適地を選定する。
- ・内 容 1 回 60 名程度募集、2 泊 3 日
- ・講 師 本会会員

4. 地域講習会

水彩画の水準向上および振興を目的として実技講習会を行う。実施主体は本会とし支部の協力を得て行い、経費は受講者会費と本会の助成で賄う。

- ・期 日 年 2 回（4～9 月）
- ・参加資格 会員・会友および一般水彩画愛好者
- ・開 催 地 全国の支部所在地を対象に、その都度選定する。
- ・内 容 1 回 40 名程度、2 日間 人物または静物写生・風景
- ・講 師 理事、監事

【 収益事業 】

I. 刊行事業

1. 展覧会図録の刊行

日本水彩展の全作品を収録した図録を刊行し、展覧会を記録するとともに、出品者の相互理解、一般水彩画愛好者の参考に供する。

- ・発行 令和2年6月
- ・展覧会場他で販売

【 その他の事業 】

I. 会員向け事業

1. 会誌の刊行

本会の機関誌として編集刊行し、会員・会友への会の動きの周知と連帯感の醸成をはかるとともに、一般読者への本会の広報的役割も担うものとする。

- ・発行 年2回（3月、8月）
- ・内容 会の運営状況、会員・会友の消息、展覧会特集、会員・会友の投稿による論説・随想、支部活動状況など
- ・配布先 会員・会友（無料）、一般（有料）ただし、展覧会特集号は応募者に無料配布。

2. 懇親会

作家相互の交流、親睦をはかるため、主要行事に合わせて会費制による懇親会を行う。

- ・定時総会懇親会（1月）
- ・日本水彩展審査員懇親会（5月）
- ・日本水彩展出品者懇親会（6月）

【 管理業務 】

1. 会の運営

主務官庁の指導のもとに、定款および綱領に則り、総会の決議および理事会、評議委員会の協議により公正な運営を行う。

2. 会の広報

インターネットや広告等の有効活用により、会の適切な広報に努める。

3. 支部の支援

地域で本会を支える支部の支援策として、支部奨励賞の提供、ホームページによる支部活動の紹介、支部長会の開催、地域講習会の開催などを行う。